

平成29年度 事業計画

景気は緩やかなペースで回復傾向が見られるものの、一進一退を繰り返し、製造業での死亡災害が増加し、過労自殺が大きな社会問題となったことから、働き方改革を含め、適正な労働条件の確保及び労働者の安全と健康を確保するため、当協会が有する知見を活用し、各種事業を積極的に推進します。

労働者の就労環境については、長時間労働対策、「働き方改革」を推進するため、広報・啓発を行い、特に法令改正には迅速に対応します。また、適正な労働条件を確保するため、関係法令の広報・啓発を行います。

労働者の安全と健康については、第12次労働災害防止推進計画が最終年度となることから、全国安全週間、全国労働衛生週間、滋賀地方安全衛生大会、滋賀県産業安全の日等を通じて安全衛生意識の高揚を図り、目標達成のため最大限努力します。また、職場でのストレスによるメンタル不調及び化学物質による健康障害が生じないように、事業場の労働衛生水準の向上に努めます。

当協会は、滋賀労働局の要請を受け、労働災害防止に関する年間目標を別紙のとおり定めて、安全衛生活動の活性化に取り組みます。

当協会は、公益法人制度の趣旨に沿って、事業場や労働者から信頼される法人として各種事業を推進します。併せて、法人の組織体制を整備し、適正かつ効率的な事業運営に努めます。

I. 適正な労働条件の確保対策

1. 「働き方改革」の実現に向けた取り組み 【公益事業】

所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、仕事と生活の調和等をはじめとした「働き方改革」の実現に向け、広報・啓発を行います。

2. 新規起業事業場就業環境整備及び介護事業場就労環境整備事業 【公益事業】

新規起業事業場及び介護事業場に対して、労務管理の適正化を図り、労働者の安全・健康管理が図られた適正な職場環境を実現するため、セミナーを開催し、希望する事業場に個別支援を行います。

3. 無期転換セミナーの開催 【公益事業】

労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎と無期転換ルールをテーマとするセミナーを開催します。

4. 学生セミナーへの講師派遣 【公益事業】

高校生や大学生等を対象とした労働条件セミナーに講師を派遣します。

5. 最低賃金の周知 【公益事業】

滋賀県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金については、機会をとらえて広報・啓発を行います。

II. 労働者の安全と健康の確保対策

1. 第12次労働災害防止推進計画の周知 【公益事業】

滋賀労働局が策定した「第12次労働災害防止推進計画」の最終年度に当たることから、労働災害による死亡者数を9人以下、死傷者数を1,250人以下とする目標達成に向けて、労働行政、労働災害防止団体と連携して、労働災害防止の重点活動に積極的に参加・協力します。

2. リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進

【公益事業】

事業場における危険性又は有害性の調査とリスクの低減を図るリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図ります。

3. 滋賀地方安全衛生大会の開催 【公益事業】

滋賀労働局の主唱により、労働災害防止団体等及び産業保健関係団体と連携し、滋賀地方安全衛生大会・心とからだの滋賀健康まつりを開催します。

10月5日（木） 滋賀県立文化産業交流会館（米原市）

4. 「滋賀県産業安全の日」（11月15日）の取り組み 【公益事業】

滋賀労働局及び労働災害防止団体等と連携して、滋賀県産業安全の日を広報・啓発を行い、無災害運動や安全パトロール等の行事に参加・協力します。

5. 全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動及び安全衛生教育促進運動の広報・啓発 【公益事業】

6. 安全衛生活動に係る協会長表彰の実施 【共益事業】

7. 中小企業無災害記録証授与制度の周知・広報 【公益事業】

8. ゼロ災運動の普及促進 【公益事業】

9. 過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策の周知・広報

【公益事業】

10. 労働衛生管理研修会の開催 【公益事業】

Ⅲ. 技能講習・安全衛生教育等

1. 技能講習 【公益事業】

技能講習名	回数	実施月	定員
フォークリフト運転	17	4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 1, 3	840
ガス溶接	6	5, 7, 9, 11, 1, 3	480
乾燥設備作業主任者	3	8, 11, 3	256
プレス機械作業主任者	2	5, 12	176
有機溶剤作業主任者	9	4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 2,	768
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者	6	4, 6, 8, 10, 12, 2	520
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	6	4, 7, 9, 11, 1, 2	420
石綿作業主任者	1	7	88
合計	50		3,548

2. 特別教育・安全衛生教育 【公益事業】

教育研修名	回数	実施月	定員
職長・安全衛生責任者教育	6	5, 8, 10, 11, 1, 3	360
アーク溶接特別教育	10	4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 1, 3	330
機械研削といし特別教育	1	6	60
産業用ロボット特別教育	3	5, 9, 2	240
粉じん作業特別教育	1	9	80
フォークリフト運転安全教育	6	4, 6, 8, 10, 12, 2	330
局所排気装置検査者養成講習	1	10	50
ゼロ災リーダー研修	4	6, 9, 11, 2	240
安全管理者選任時研修	4	4, 7, 11, 2	352
安全管理者能力向上教育	1	2	60
第一種・第二種衛生管理者 免許試験受験準備講習	4	6, 6, 7, 1	368
合計	41		2,470

IV. 支部事業の推進

各支部においては、会員事業場の意見・要望を踏まえて、労働者の安全と健康確保及び労働条件の確保改善を図るための事業を推進します。

1. 特別教育等 【公益事業】

特別教育名	大 津		彦根・長浜		東近江		合 計	
	回数	定員	回数	定員	回数	定員	回数	定員
自由研削といし	2	120	1	50	1	70	4	240
プレス金型取替え	1	60	1	50	1	45	3	155
低圧電気(開閉器)	1	80	2	140	1	90	4	310
酸素欠乏等危険	1	80					1	80
第一種衛生管理者能力向上	1	80					1	80
特化作業主任者能力向上	1	60					1	60
有機溶剤主任者能力向上	1	60					1	60
安全衛生推進者養成	2	180	1	50	1	50	4	280
新入者安全衛生教育	1	90	2	140	1	140	4	370
職 長 教 育			5	250	5	230	10	480
リスクアセスメント	1	80	1	60	1	60	3	200
ゼロ災リーダー研修			1	50			1	50
丸のこ盤取扱い教育			1	30			1	30
合 計	12	890	15	820	11	685	38	2,395

2. 説明会・研修会 【公益事業】

説明会・研修会	大 津		彦根・長浜		東近江		合 計	
	回数	定員	回数	定員	回数	定員	回数	定員
安全週間説明会	1	180	1	200	1	210	3	590
労働衛生週間説明会	1	180	1	200	1	210	3	590
労務部会研修会	1	100	1	200	1	100	3	400
合 計	3	460	4	600	3	520	9	1,580

3. 労務管理・安全衛生管理に関する図書用品のあっせん 【収益事業】
4. 集合定期健診の実施 【収益事業】
5. 優良事業場見学会・安全パトロール等の実施 【共益事業】
6. 無災害表彰の実施 【共益事業】
7. 会員相互の連携に関する事業 【共益事業】

V. 滋賀地区出張特別試験の実施 【公益事業】

試験日 8月9日（水）

会場 立命館大学 びわこ・くさつキャンパス

担当する試験 第1種・第2種衛生管理者、潜水土

VI. 平成 29 年度 全国産業安全衛生大会への参加 【公益事業】

11月8日（水）から10日（金）までの3日間、神戸市で開催される全国産業安全衛生大会への参加を積極的に呼びかけます。

VII. 広報等 【公益事業】

1. 機関誌「滋賀労基」を発行し、滋賀労働局の広報資料など会員事業場にとって有用な情報を提供します。
2. ホームページで当協会が実施する事業や行事及び関連する情報を広く県民に広報します。

VIII. 関係団体との連携等

1. 滋賀労働局・労働基準監督署からの指導・援助を受けながら、各種事業を推進します。
2. 中央労働災害防止協会との連携を図り、安全衛生に関する各種事業を積極的に取り組みます。
3. 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会との連携を図り、労務管理に関する研修会やセミナーを実施します。
4. 労働災害防止団体等及び産業保健関係団体との連携を図ります。

平成 29 年度 労働災害防止に関する年間目標

<p>目標、実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における年間死亡者数を「0」とする。 H 24 年：2 人 25 年：2 人 26 年：1 人 27 年：1 人 28 年：5 人 ・製造業における休業 4 日以上の死傷災害件数を 400 人以下とする。 H 24 年：391 人 25 年：462 人 26 年：451 人 27 年：420 人 28 年：414 人
<p>重点的に推進する事業場の取組と指標 (重点とする理由)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県産業安全の日無災害運動」への参加を重点的に推進する。 指標：当協会を窓口とした参加事業場 200 社以上 理由：労働災害の減少を図るためには、安全意識の高揚を図ることが重要であるが、前年度の参加が 154 で会員数の 1 割強にとどまり、参加事業場の大幅な増加を目指す。 ・全国産業安全衛生大会（神戸）へ積極的に参加する。 指標：滋賀県内事業場からの参加者 300 人以上 理由：地元近畿地方での開催であることから、積極的に参加し、様々な取組を実際に見聞し、自事業場の安全衛生活動に活かすことが有益である。 ・本部・支部が行う特別教育、安全衛生教育への受講を推進する 指標：前年度の受講者 4,807 人を上回る 理由：労働災害を減少させるためには、各種教育を通じて、個々の労働者の安全意識を高め、レベルアップを図ることが重要である。
<p>団体が推進する事項 (事業場の重点取組関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全週間説明会、労働衛生週間説明会、滋賀地方安全衛生大会について、労働行政の協力を得て非会員が参加しやすい環境を整備する。 ・災害防止の基本は危険要因の除去にあることから、リスクアセスメント講習の受講者を増やして、リスクアセスメント制度を定着させる。 ・化学物質による健康障害を防止するため、有機溶剤・特定化学物質作業主任者等に係る能力向上教育を実施する。